



監 第 28 号

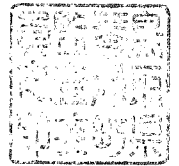
令和4年10月18日

琴浦町長 福本 まり子 様

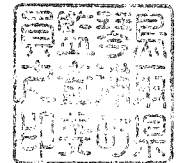
琴浦町議会議長 大平 高志 様

琴浦町教育委員会教育長 田中 清治 様

琴浦町監査委員 稲田 裕司



琴浦町監査委員 田中 肇



随時監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第5項の規定に基づく監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

# 随時監査結果報告書

## 1 監査の種類

随時監査（地方自治法第 199 条第 5 項）

## 2 監査の対象

### ① 白鳳館・水辺公園管理清掃業務

委託料 924,000 円（令和 3 年）

委託元 琴浦町（担当課：農林水産課）

委託先 白鳳の郷地域活性化協議会

### ② 大高野官衙遺跡指定地芝管理業務

委託料 338,349 円（令和 3 年）

委託元 琴浦町（担当課：社会教育課）

委託先 白鳳の郷地域活性化協議会

### ③ 特別史跡斎尾廃寺跡指定地芝管理委託業務

委託料 2,032,140 円（令和 3 年）

委託元 琴浦町（担当課：社会教育課）

委託先 白鳳の郷地域活性化協議会

3 監査実施日 令和 4 年 9 月 2 9 日（木）、1 0 月 6 日（木）、の 2 日間

4 監査の範囲 令和元年度から令和 3 年度における上記委託料の出納その他の事務

## 5 監査の内容

令和元年度から令和 3 年度の町と「白鳳の郷地域活性化協議会」とが業務委託契約している公共施設の維持管理委託事業に係る出納その他の事務が、法令等に従い適正かつ効率的に執行されているかを主眼として実施した。

監査にあたっては、所管課から関係書類の提出を求め、監査当日は、監査対象課長等から説明を受けた後、聴き取りを行った。

## 6 監査を実施した監査委員

琴浦町代表監査委員 稲田 裕司

琴浦町監査委員 田中 肇

## 7 監査の結果

監査の結果は、以下に記述したとおり、検討すべき事象が見られたので、適切に対応されたい。

### (1) 契約団体内の機関決定について

白鳳の郷地域活性化協議会が琴浦町と締結した委託契約は3件であるが、同協議会の第14回定期総会資料（令和4年5月）には全く記載がない。

協議会の総会及び役員会における契約業務の機関決定が行われていない事が判明。

### (2) 口座名義について

以下のとおり、白鳳の郷地域活性化協議会の活動会計とは別会計を開設。

- ① 白鳳館・水辺公園管理清掃業務 団体名義（会計と別口座）
- ② 大高野官衙遺跡指定地芝管理業務 個人口座（Y名義）
- ③ 特別史跡斎尾廃寺跡指定地芝管理委託業務 個人口座（Y名義）

### (3) 書類帳簿について

#### ① 農林水産課：白鳳館・水辺公園管理清掃業務

契約書、管理日誌など概ね問題ないが、水辺公園管理清掃業務と管理日誌に差異。

#### ② 社会教育課：大高野官衙遺跡指定地芝管理業務、特別史跡斎尾廃寺跡指定地芝管理委託業務

次のとおり受注団体からの提出書類に不備、錯誤がある。

##### ア 斎尾廃寺管理一覧表（業務日誌）

令和3年度事業に令和3年2月～3月の作業を記載  
作業の重複記載

##### イ 斎尾廃寺業務完了通知書

管理実績表の作業内容・期日について業務日誌と差異（不突合）

### (4) 契約事務について

① 大高野官衙遺跡と斎尾廃寺跡の業務契約について、芝管理の方法など業務内容が異なるが、その合理的な理由が不明。

② 契約書の書式が農林水産課と社会教育課で異なっている。

- ・業務日誌の作成、整備の条項
- ・業務の一部委託、または請負に関する条項

③ 予定価格と落札価格が3件全て同額で一致している。

## (5) その他

### ①特別史跡齋尾廃寺跡指定地芝管理委託業務への役員の関与

業務日誌に記載され従事していると思われる役員は3名（役員20名）

### ②特別史跡齋尾廃寺跡指定地芝管理委託業務の主な支出先

Y名義口座、令和3年6月25日～令和4年5月13日の支出額

1,990,968円

Y個人並びにその家族への支出額

1,489,222円（総支出額の約75%）

## 8 監査の意見

### (1) 随意契約の理由について

「特別史跡齋尾廃寺跡・大高野官衙遺跡の町有地芝管理委託」は随意契約理由として団体の活性化に寄与するため、地元生産農家が含まれ近隣の芝生産者との調整がとり易い点を挙げている。

ところが、委託金は契約者である団体会計に入金されず、個人名義の口座で会計処理が行われ、団体の総会や役員会等による機関決定が無く、事業報告や決算報告も行われていないことが判明した。

実態は団体による委託業務活動は無く、個人への業務委託であり、随意契約の理由と相違している。

今後は、委託者として業務を委託することによって委託先の財務の健全性や団体活動の活性化、管理業務の効率的で高品質な運営につながるよう指導すると共に、受託者資格の事前調査・確認を徹底する必要がある。

また、本委託業務が団体活動に馴染まない場合は、一般競争入札による契約が適当と考える。

### (2) 実績管理について

監査結果で報告しているとおおり、実績報告で作業台帳と実績報告書の数値に相違がある等「杜撰な」事務処理が行われており、支出行為に不備がある。

また、「特別史跡齋尾廃寺跡・大高野官衙遺跡の町有地芝管理委託」契約では委託費を一括で概算払いしているが、「白鳳館・水辺公園管理清掃業務」では精算払い処理にしており、委託契約の支出方法が異なっている。

今後については、四半期ごとに作業の進捗状況や支払い状況を精査しながら委託業務が円滑に進められているか管理を徹底していただきたい。

### (3) 契約マニュアルの作成について

補助金交付や委託契約にあたっては財務規則など法令等により事務が定められている筈だが、各課によってばらつきがあり統一されていない。

契約等事務を進めるにあたっては、職員の異動等により課毎で添付書類の徴求の種類が統一されるなど一定のルールをもって臨むことで間違いや不備をなくすことになり、財務規則などの法令違反の防止になると考える。

この機会に、各課で活用しているチェックリスト等を整理し、既存マニュアルを改定また統一し正確な事務が進められるよう検討されたい。

併せて、契約当事者（受託者）が今回のような法人、個人ではない任意団体の場合の契約についても同様に検討されたい。